



職員の特殊勤務手当に関する条例の改正の概要

総務部人事室企画厚生課

改正の理由	施行予定期日
<p>○ 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対して支給するものである。</p> <p>○ しかしながら、社会情勢等が変化し、手当の意義等が時代に即さなくなっているものもあり、また、府民から見えにくい等の指摘も受けているところである。</p> <p>○ このような状況のもと、大阪維新プログラム（案）に基づく人事制度改革の一環として、府民の理解が得られるものとなるよう、国や他の都道府県の状況をも考慮し、特殊勤務手当の見直しを行う。</p>	平成22年4月1日
	適用区分
	_____
改正の要点	条例措置を必要とする理由
<p>特殊勤務手当について、2種類の手当を廃止し、支給対象業務を33業務削減する。                      (21種類の手当・支給対象80業務⇒19種類の手当・支給対象47業務)</p> <p><b>○廃止する手当</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊現場作業手当（18業務）（第2条及び第12条関係）</li> <li>・教育業務連絡指導手当（1業務）（第2条及び第22条関係）</li> <li>・舎監手当（1業務）（第2条及び第23条関係）</li> </ul> <p><b>○新設する手当</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死体取扱手当（1業務）（⇒特殊現場作業手当の1業務を独立）（第12条関係）</li> </ul> <p><b>○手当支給を廃止する業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯則取締等手当の10業務（第5条関係）</li> <li>・有害物取扱手当の2業務（第8条関係）</li> <li>・防疫等作業手当の2業務（第10条関係）</li> <li>・社会福祉等業務手当の1業務（第15条関係）</li> <li>・夜間教育等勤務手当の2業務（第17条関係）</li> </ul> <p><b>○新たに手当の支給対象とする業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険現場作業手当の3業務（⇒特殊現場作業手当の3業務を移動）（第3条関係）</li> <li>・社会福祉等業務手当（児童虐待の対応に関する業務への加算 550円）（第15条関係）</li> </ul> <p><b>○支給額を変更する業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険現場作業手当の新設2業務                      [港湾局等職員の転落危険箇所での調査等 200円/日→220円/日ほか]（第3条関係）</li> <li>・災害応急作業手当 [災害応急対策等 910円/日→1,080円/日ほか]（第7条関係）</li> <li>・税務手当 [自動車税事務所等職員の府税の賦課徴収 900円/日→830円/日ほか]（第13条関係）</li> <li>・夜間特殊業務等手当 [食鳥検査 930円/日→730円/日ほか]（第17条関係）</li> <li>・教員特殊業務手当（部活動における児童への指導 2,900円/日→3,700円/日ほか）（第20条関係）</li> </ul> <p><b>○支給単位を変更する手当</b> [月単位→日単位]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜防疫業務手当（第11条関係）、死体取扱手当（第12条関係）、社会福祉等業務手当（第15条関係）</li> </ul>	<p>地方自治法第204条第3項の規定により、常勤の職員等に対する給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならないとされているため。</p>
	政策アセスメント
	財政課と予算措置等について調整済み
	制度間調整の内容
	人事委員会規則の改正
	その他審査の参考となる事項
_____	

## 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

現在、『大阪維新』プログラム（案）や大阪府の人的資源マネジメントにより、給与制度全般の見直しを図っているところである。その一環として、特殊勤務手当についても府民により理解されるものとするため、国及び他の都道府県の状況などを踏まえ、所要の改正を行うものである。

### 1 危険現場作業手当…条例第3条関係

危険現場作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 大阪府環境農林水産総合研究所に勤務する職員が、潜水器具を着用し、潜水して行う業務に従事したとき。
- 二 土木事務所その他の人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、地上又は水面上十メートル以上の足場が不安定であり、かつ、墜落の危険が特に著しい箇所で行う調査、測量、検査、工事の監督等の業務に従事したとき。
- 三 土木事務所その他の人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、交通を遮断することなく行う道路（一般交通の用に供されている車両の通行のための道路に限る。）の維持修繕等の業務に従事したとき。
- 四 大阪府寝屋川水系改修工営所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、掘削中のトンネル等の坑内（たて坑にあっては、深さが十メートル以上の箇所に限る。）において行う調査、測量、検査又は工事の監督等の業務に従事したとき。

#### （1）改正内容

以下の業務を追加する。

- ①堤防その他足場不安定地における調査等（日額 220 円）
- ②消防職員及び消防団員の教育訓練の業務（日額 320 円）
- ③土砂の崩落又は落石の危険が著しい箇所における、調査等の業務（日額 300 円）

#### （2）改正理由

上記業務については、現在、特殊現場作業手当において措置されているが、今回の見直しにより、特殊現場作業手当を廃止する。しかしながら、上記業務について、業務の特殊性が引き続き認められることから危険現場作業手当として存続することとする。

額は、①、②については、危険現場作業手当における地上又は水面上十メートル以上の足場不安定地で行う調査等に準じることとし、③については、従前の特殊現場作業手当の額に準じるものとする。

### 2 犯則取締等手当…条例第5条関係

犯則取締等手当は、次に掲げる場合に支給する。

一、二 (略)

三 保健所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、次に掲げる業務で人事委員会規則で定める特に危険又は不快なものに従事したとき。

- イ 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第十七条第二項の規定による立入り及び検査等
- ロ 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第六十九条第一項の規定による立入り及び検査等
- ハ 化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十号)第六条第一項(同法第九条第五項において準用する場合を含む。)の規定による立入り及び検査
- ニ クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第十条第一項の規定による立入り及び検査
- ホ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和三十五年法律第百三十七号)第十九条第一項の規定による立入り及び検査等
- ヘ 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第五十三条第二項の規定による立入り及び検査等

四 (略)

五 大阪府環境農林水産総合研究所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、次に掲げる業務に従事したとき。

- イ 大気汚染防止法(昭和三十三年法律第九十七号)第二十六条第一項の規定による立入り及び検査
- ロ 水質汚濁防止法(昭和三十五年法律第百三十八号)第二十二条第一項の規定による立入り及び検査
- ハ ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第三十四条第一項の規定による立入り及び検査
- ニ 大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成六年大阪府条例第六号)第百五条第一項の規定による立入り及び検査(同項第二号、第六号及び第十一号から第十三号までに掲げる者に係るものを除く。)又は同条第三項の規定による立入り、調査及び検査(同条例第四十条の二第二項に規定する特定排出等工事の場所で行うものに限る。)

(1) 改正内容

以下の業務に係る手当を廃止する

- |                                     |   |           |
|-------------------------------------|---|-----------|
| イ 毒物及び劇物取締法の規定による立ち入り及び検査等          | } | 第三項で定める業務 |
| ロ 薬事法の規定による立入り及び検査等                 |   |           |
| ハ 化製場等に冠する法律の規定による立入り及び検査           |   |           |
| ニ クリーニング業法の規定による立入り及び検査             |   |           |
| ホ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による立入り及び検査等    |   |           |
| ヘ 浄化槽法の規定による立入り及び検査等                |   |           |
| ト 大気汚染防止法の規定による立入り及び検査              | } | 第五項で定める業務 |
| チ 水質汚染防止法の規定による立入り及び検査              |   |           |
| リ ダイオキシン類対策特別措置法の規定による立入り及び検査       |   |           |
| ヌ 大阪府生活環境の保全等に関する条例の規定による立入り、調査及び検査 |   |           |

(2) 改正理由

国において手当措置がなされておらず、また、当該業務が存在する他の都道府県において手当措置がなされている団体が大多数とはいえず、存続について府民の理解を得がたいため。

3 災害応急作業手当…条例第7条関係

災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 (略)

二 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十条第一項の規定による勧告若しくは指示がされ、又は同法第六十三条第一項の規定により警戒区域が設定されたときに、職員が、当該勧告若しくは指示に係る地域又は警戒区域内において同法第五十条第一項に規定する災害応急対策の業務に従事したとき。

三 (略)

(1) 改正内容

異常な自然現象又は大規模な事故による重大な災害発生時、又は発生するおそれがある場合の災害応急対策業務の手当額を日額 910 円から 1080 円に変更する。

(2) 改正理由

国において、同種の業務に係る手当(災害応急作業手当)について増額の改正が行われたため。

本府においては、従来から国と同種の業務に係る手当については、基本的に国に準じるものとしており、国と異なる本府独自の実態等もないことから、国に準じて改正するものである。

4 有害物取扱手当…条例第8条関係

有害物取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 (略)

二 大阪府環境農林水産総合研究所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第一条の二第一項に規定する農薬の散布の業務で特に危険なものに従事したとき。

三 大阪府立高等職業技術専門校に勤務する職員が、有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号)第一条第一項第二号に規定する有機溶剤含有物を用いて行う塗装の職業訓練又は粉じんの発生を伴う溶接の職業訓練の業務に従事したとき。

(1) 改正内容

以下の業務に係る手当を廃止する

- 一 農薬取締法に規定する農薬の散布の業務で特に危険なもの
- 二 大阪府高等職業専門校に勤務する職員が、有機溶剤中毒予防規則に規定する有機溶剤含有物を用いて行う塗装の職業訓練又は粉じんの発生を伴う溶接の職業訓練の業務を廃止する。

(2) 改正理由

国において手当措置がなされておらず、また、当該業務が存在する他の都道府県において手当措置がなされている団体が大多数とはいえず、存続について府民の理解を得がたいため。

## 5 防疫等作業手当…条例第 10 条関係

防疫等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

一、二 (略)

三 保健所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員(イ及びロに掲げる業務にあつては、獣医師である職員に限る。)が、次に掲げる業務に従事したとき。

イ 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第五条の予防注射又は同法第十三条の検診若しくは予防注射

ロ 狂犬病予防法第六条第一項又は大阪府動物の愛護及び管理に関する条例(平成十三年大阪府条例第三号)第十条の規定による抑留のために行う犬の捕獲(麻酔銃を用いて行うものに限る。)

ハ 狂犬病予防法第十八条の二第一項の規定による犬の薬殺又は大阪府動物の愛護及び管理に関する条例第十四条第一項の規定による野犬の掃討

ニ 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)第三十五条第一項の規定による犬の引取り

ホ 大阪府動物の愛護及び管理に関する条例第十九条第一項の規定による立入り及び調査(飼い犬に係るものに限る。)

(1) 改正内容

以下の業務に係る手当を廃止する。

イ 動物の愛護及び管理に関する法律の規定による犬の引取り

ロ 大阪府動物の愛護及び管理に関する条例の規定による立入り及び調査(飼い犬に係るものに限る。)

(2) 改正理由

国において手当措置がなされておらず、また、当該業務が存在する他の都道府県において手当措置がなされている団体が大多数とはいえず、存続について府民の理解を得がたいため。

## 6 家畜防疫業務手当…第 11 条関係

家畜防疫業務手当は、大阪府家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員が家畜伝染病予防法第二条に規定する家畜伝染病の防疫

その他の家畜の保健衛生に関する業務に従事したときに支給する。

(1) 改正内容

手当額を月額 18,000 円から日額 780 円とする。

(2) 改正理由

業務に対して手当を支給するという観点から、月額支給を日額支給に改める。また、額についても直近の交付税単価に準じるものとする。

7 特殊現場作業手当…条例第 12 条関係

(1) 改正内容

手当名を「死体取扱手当」に変更した上で、個別の業務については、以下の表のとおり。

現 行	手当額	改正案	理 由
一 大阪府環境農林水産総合研究所に勤務する職員が、次に掲げる業務に従事したとき。 イ 家畜のふん尿の処理 ロ 高温(セ氏四十度以上であることをいう。)の温室内で一日につき二時間以上行う農作物の試験研究等	日額 150円	廃止	国において手当措置がなされておらず、また、当該業務が存在する他の都道府県において手当措置がなされている団体が大多数とはいえず、存続について府民の理解を得がたいため。
二 大阪府環境農林水産総合研究所に勤務する職員が、試験研究用の池の清掃(水の中に入って行うものに限る。)の業務に従事したとき。	日額 150円	廃止	国において手当措置がなされておらず、また、当該業務が存在する他の都道府県において手当措置がなされている団体が大多数とはいえず、存続について府民の理解を得がたいため。
三 土木事務所その他の人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、動物の死がいの処理の業務に従事したとき。	日額 150円	廃止	国において手当措置がなされておらず、また、当該業務が存在する他の都道府県において手当措置がなされている団体が大多数とはいえず、存続について府民の理解を得がたいため。
四 大阪府立産業技術総合研究所に勤務する職員が、金属材料、機械部品等に係る破壊試験(防護用のさくの中で行われるもの	日額 200円	廃止	国において手当措置がなされておらず、また、当該業務が存在する他の都道府県において手当措置がなされている団体が大多数とはいえず、存続について府民の理解を得がたいため。

を除く。)の業務に従事したとき。			
五 人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、タクシメーターに係る計量法第十六条第三項に規定する装置検査の業務で特に危険なものに従事したとき。	日額 200円	廃止	国において手当措置がなされておらず、また、当該業務が存在する他の都道府県において手当措置がなされている団体が大多数とはいえず、存続について府民の理解を得がたいため。
六 大阪府環境農林水産総合研究所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、足場が不安定であり、かつ、転倒の危険が特に著しい箇所において、機械(人事委員会規則で定めるものに限る。)を使用して行う除草の業務に従事したとき。	日額 200円	廃止	国において手当措置がなされておらず、また、当該業務が存在する他の都道府県において手当措置がなされている団体が大多数とはいえず、存続について府民の理解を得がたいため。
七 大阪府環境農林水産総合研究所に勤務する職員が、水上において、魚類等の養殖又は調査研究の業務に従事したとき。	日額 200円	廃止	国において手当措置がなされておらず、また、当該業務が存在する他の都道府県において手当措置がなされている団体が大多数とはいえず、存続について府民の理解を得がたいため。
八 大阪府港湾局その他の人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、堤防その他の施設における足場が不安定であり、かつ、海、河川等への転落の危険が特に著しい箇所(人事委員会規則で定める箇所に限る。)において、調査、測量、検査、施設の維持修繕又は工事の監督等の業務に従事したとき。	日額 200円	第三条 危険現場作業手当へ統合の上、日額200円に変更	危険現場作業手当(高所作業)との均衡
九 大阪府港湾局、大阪府西大阪治水事務所、大阪府寝屋川水系改修工営所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、船舶に乗って、海、河川等に浮遊し、又は沈没している物の収集の業務に従事したとき。	日額 200円	廃止	国において手当措置がなされておらず、また、当該業務が存在する他の都道府県において手当措置がなされている団体が大多数とはいえず、存続について府民の理解を得がたいため。
十 大阪府西大阪治水事務所、大阪府寝屋	日額 200円	廃止	国において手当措置がなされておらず、また、当該業務が存在する



川水系改修工営所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、感電の危険が特に著しい場所(人事委員会規則で定める場所に限る。)における電気設備の点検又は操作の業務に従事したとき。			他の都道府県において手当措置がなされている団体が大多数とはいえず、存続について府民の理解を得がたいため。
十一 人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第九十九条第一項に規定する土地の発掘の業務に従事したとき。	日額 200円	廃止	国において手当措置がなされておらず、また、当該業務が存在する他の都道府県において手当措置がなされている団体が大多数とはいえず、存続について府民の理解を得がたいため。
十二 大阪府立消防学校に勤務する職員が、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第五十一条第一項に規定する消防職員及び消防団員の教育訓練(特に困難なものとして人事委員会規則で定めるものに限る。)の業務に従事したとき。	日額 300円	第三条危険現場作業手当へ統合の上、日額320円に変更	危険現場作業手当(高所作業)との均衡
十三 人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、動物の愛護及び管理に関する法律施行令(昭和五十年政令第七号)第一条に規定する動物を取り扱う業務で特に危険なものに従事したとき。	日額 300円	廃止	国において手当措置がなされておらず、また、当該業務が存在する他の都道府県において手当措置がなされている団体が大多数とはいえず、存続について府民の理解を得がたいため。
十四 大阪府環境農林水産総合研究所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、人事委員会規則で定める特に危険な状況下における船舶に乗って行う業務に従事したとき。	日額 300円	廃止	国において手当措置がなされておらず、また、当該業務が存在する他の都道府県において手当措置がなされている団体が大多数とはいえず、存続について府民の理解を得がたいため。
十五 土木事務所その他の人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、第七条第一項第一号ロ、ホ、へ及びトに掲げる箇所その他人事委員会規則で定める箇所にお	日額 300円	第三条危険現場作業手当へ統合(日額300円は変更なし)	危険現場作業手当(掘削中のトンネル坑内作業)との均衡

る土砂の崩落又は落石の危険が著しい箇所において、調査、測量、検査、指導又は工事の監督等の業務に従事したとき。			
十六 大阪府寝屋川水系改修工営所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、下水道法第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道並びにこれらに準ずる施設(人事委員会規則で定めるものに限る。)(次号において「公共下水道等」という。)の工事中の坑内において行う調査、測量、検査又は工事の監督等の業務(第三条第一項第四号に規定する業務を除く。)に従事したとき。	日額 300円	廃止	国において手当措置がなされておらず、また、当該業務が存在する他の都道府県において手当措置がなされている団体が大多数とはいえず、存続について府民の理解を得がたいため。
十七 大阪府寝屋川水系改修工営所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、公共下水道等(供用の開始後のものに限る。)の暗渠きよその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める施設内において、調査、測量、検査又は工事の監督等の業務に従事したとき。	日額 300円	廃止	国において手当措置がなされておらず、また、当該業務が存在する他の都道府県において手当措置がなされている団体が大多数とはいえず、存続について府民の理解を得がたいため。
十八 人事委員会規則で定める機関に勤務する職員(医師である職員を除く。)が、死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)第八条第一項の規定による死体の検案又は解剖に関する業務に従事したとき。	衛生検査技師 月額 13,000円 衛生検査技師以外 月額 5,000円	衛生検査技師 日額 650円 衛生検査技師以外 日額 250円	業務に対して手当を支給するという観点から、月額支給を日額支給に改める。

## 8 税務手当…条例第13条関係

税務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 府税事務所、大阪府大阪自動車税事務所その他の人事委員会規則で定める機関に勤務する職員(人事委員会規則で定める職員に限る。)が、府税の賦課徴収に係る業務(次号に規定する業務を除く。)に従事したとき。

二 前号に規定する機関に勤務する職員(人事委員会規則で定める職員に限る。)が、府税の徴収に係る業務に従事したとき。

(1) 改正内容

手当額を、府税の賦課徴収に係る業務について、日額 900 円から 830 円に、府税の徴収に係る業務について、日額 1,130 円から 1,030 円とする。

(2) 改正理由

手当単価を大阪府と規模の近い都道府県の平均単価に準じるものとする。

## 9 社会福祉等業務手当…条例第 15 条関係

社会福祉等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 大阪府子ども家庭センターに勤務する職員のうち、次に掲げる職員が、それぞれ次に定める業務に従事したとき。

イ 社会福祉主事 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十八条第三項の職務に係る業務

ロ 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十二条の三第二項第四号に規定する児童福祉司 同法第十一条第一項第二号ロからホまでに掲げる業務

ハ 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第八条第一項の規定により母子自立支援員を委嘱された職員 同法第九条各号に掲げる業務

ニ 医師 児童福祉法第十一条第一項第二号ハに掲げる業務

二 人事委員会規則で定める機関に勤務する職員(人事委員会規則で定める職員に限る。)が、児童福祉法第十一条第一項第二号ロからニまでに掲げる業務に準ずるものとして人事委員会規則で定める業務に従事したとき。

三 大阪府中央子ども家庭センターに勤務する職員で、看護師又は准看護師である職員(人事委員会規則で定める職員に限る。)が、児童の福祉に係る業務(人事委員会規則で定めるものに限る。)に従事したとき。

(1) 改正内容

① 手当額を社会福祉主事、児童福祉司、母子自立支援員に支給するものについては、月額 12,800 円から日額 600 円に、医師に支給するものについては、月額 4,500 円を日額 230 円とする。

② 児童の安全の確認を行うための措置その他の児童虐待の対応に関する業務(人事委員会規則で定めるものに限る。)に従事した場合、手当額に日額 550 円を加算する。

③ 第一項第三号の、大阪府中央子ども家庭センターに勤務する看護師又は准看護師である職員が、児童の福祉に係る業務に従事したときに支給される手当を廃止する。

(2) 改正理由

① 業務に対して手当を支給するという観点から、月額支給を日額支給に改める。また、額についても直近の交付税単価に準じるものとする。

②児童虐待対応業務の実態を踏まえ、がんばった職員に報い、また、メリハリをつけた手当の支給を行うという観点から、上記のとおり改正する。

③国において手当措置がなされておらず、また、当該業務が存在する他の都道府県において手当措置がなされている団体が大多数とはいえ、存続について府民の理解を得がたいため。

## 10 夜間特殊業務等手当…条例第 17 条関係

### (1) 改正内容

- ① 中央卸売市場での深夜業務において、当該業務が特に危険かつ困難な状況下において行われた場合の 200 円加算を廃止。
- ② 食鳥検査の業務にかかる手当について、深夜における勤務時間が 2 時間以上である場合の手当額を日額 930 円から 730 円に、深夜における勤務時間が 2 時間未満である場合の手当額を日額 610 円から 410 円とする。

### (2) 改正理由

①, ②とも深夜業務にかかる加算額の 200 円は、特殊現場作業手当の第四号～十一号見合いの額として支給してきたが、今回の見直しにおいて、特殊現場作業手当を廃止することから、夜間特殊業務手当の加算額についても同様に廃止するものである。

## 11 教員特殊業務手当…条例第 20 条関係

教員特殊業務手当は、小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校(以下これらを「義務教育諸学校」という。)に勤務する教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手若しくは寄宿舎指導員で、給与条例第三条第一項第四号イに規定する高等学校等教育職給料表若しくは同号ロに規定する小学校・中学校教育職給料表の職務の級が一級、二級若しくは特二級であるもの又は大阪府立工業高等専門学校に勤務する教授、准教授、講師、助教若しくは助手で、同号ハに規定する高等専門学校教育職給料表の職務の級が一級、二級、三級若しくは四級であるもの(給与条例第十一条第一項の規定により管理職手当を支給される者を除く。)が、次に掲げる業務(大阪府立工業高等専門学校に勤務する者にあつては、第四号に掲げる業務に限る。)に従事した場合において、当該業務が次項の表の上欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める場合に該当するときに支給する。

一 (略)

二 修学旅行、林間学校、臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において、児童又は生徒を引率して行う指導の業務で泊を伴うもの

三 人事委員会規則で定める対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導の業務で泊を伴うもの

四 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)又は補習若しくは講習(正規の教育課程に基づかない学習指導で、学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)における児童、生徒又は学生に対する指導の業務で、勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日(以下「週休日」という。)若しくは勤務時間条例第七条第二項に規定する知事が指定する日、勤務時間条例第九条第二項に規定する休日若しくは勤務時間条例第十条第一項に規定する代休日(以下これらを「指定日等」という。)又は指定日等に当たる日以外の正規の勤務時間が四時間である日(以下「四時間勤務日」という。)

に行うもの

五 (略)

(1) 改正内容

以下の業務の手当額を変更する。

- ① 修学旅行等において行う児童または生徒を引率して行う指導で泊を伴うもの（日額 3,400 円→日額 3,700 円）
- ② 対外運動競技等において行う児童または生徒を引率して行う指導で泊を伴うもの（日額 3,400 円→日額 3,700 円）
- ③ 週休日又は指定日において、学校の管理下で行う部活動又は補修若しくは補講における児童、生徒または学生に対する指導（日額 2,400・2,900 円→日額 2,800・3,700 円）

(2) 改正理由

教員に対しては、その勤務の特殊性に基づき、「勤務時間の内外を問わずに包括的に評価する」という基本的な考え方に立って、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に基づき、教職調整額を支給し、時間外勤務手当の支給対象から除外している。

教員特殊業務手当は、教員の勤務のうち、著しい特殊性を有するものについては、教職調整額の支給措置とは別に特別の措置をとる必要があるとの趣旨から支給しているものである。

今般、部活動の活性化を図る観点や頑張っている教員にはきちんと手当するといった観点から、手当額を増額するものである。

## 12 夜間教育等勤務手当…条例第 21 条関係

夜間教育等勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 夜間に二部授業を行う学級(以下「夜間学級」という。)を設置する中学校(以下「夜間中学校」という。)に勤務する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭又は講師が、本務として夜間学級で行う教育又は養護の業務に従事したとき。
- 二 夜間中学校に勤務する校長又は教頭(夜間学級に係る校務を本務とする者に限る。)が、夜間学級に係る校務の整理等の業務に従事したとき。
- 三 夜間中学校の職員で、夜間学級に勤務するもの(前二号に規定する者を除く。)が、本務として当該夜間学級に係る業務に従事したとき。
- 四 定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する職員(給与条例第十八条(下線削除)の規定により定時制通信教育手当を支給される職員を除く。)で、本務として夜間において授業を行うこれらの課程に係る校務の担当をするものが、当該担当に係る業務に従事したとき。

(1) 改正内容

以下の業務に係る手当を廃止する。

- ① 夜間中学校の職員(教育職員を除く。)で、夜間学級に勤務するものが、本務として行う当該夜間学級に係る業務

- ② 定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する職員（定時制通信教育手当を支給される職員は除く。）で、本務として夜間において授業を行うこれらの課程に係る校務の担当をするものが行う当該担当に係る業務

(2) 改正理由

当該業務が存在する他の都道府県において、手当措置がなされている団体が大多数とはいえ、存続について府民の理解を得がたいため。

### 13 教育業務連絡指導手当…条例第 22 条関係

教育業務連絡指導手当は、義務教育諸学校に勤務する職員のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十三条第一項の規定により定める教育委員会規則の規定により当該義務教育諸学校に置く主任等(特定の事項に係る校務を分担する職員で、当該事項について連絡調整及び指導、助言等に当たるものをいう。)で、その職務が困難であるとして人事委員会規則で定めるものが、その担当に係る業務に従事したときに支給する。

(1) 改正内容

手当を廃止する。

(2) 改正理由

手当の支給を受ける主任等については各学校の現状によってその負担感に大きな差があり、また手当支給主任以外にも校務分掌上の主任・分掌長を命じられ負担感の強い校務分掌を担う主任等がいるなどの実態があり、手当支給対象主任のみが、困難性を理由として手当を支給対象としていることについて、その他の教諭や主任等との間で不均衡が生じているため。

### 14 舎監手当…条例第 23 条関係

舎監手当は、特別支援学校に勤務する舎監である教諭が寄宿舎の管理及び寄宿舎における児童又は生徒の教育の業務に従事したときに支給する。

(1) 改正内容

手当を廃止する。

(2) 改正理由

当該業務が存在する他の都道府県において、手当措置がなされている団体が大多数とはいえ、存続について府民の理解を得がたいため。

### 15 併給禁止規定の改正…条例第 25 条関係

同条の規定は、給与条例第 8 条に規定する給料の調整額が支給される職員について、特定の特殊勤務手当を支給しない旨を規定しているものである。

2 犯則取締等手当（条例第 5 条関係）、4 有害物取扱手当（条例第 8 条関係）、5 防疫等作業手当（条例第 10 条関係）、7 特殊現場作業手当（条例第 12 条関係）の廃止・改正に伴い、同条で定めている併給禁止規定のうち、危険現場作業手当と火薬類等取扱手当の規定のみが残ることとなるため、所要の改正を行うものである。

#### 16 手当額の特例…条例第 26 条関係

同条の規定は、業務に従事した日が 13 日未満、7 日未満であった職員の、月額支給による特殊勤務手当（放射線取扱手当及び外国勤務手当を除く。）の支給について規定しているものである。

今回の改正により、放射線取扱手当及び外国勤務手当を除く月額支給の手当は職業訓練手当のみとなるため、所要の改正を行うものである。

#### 17 育児短時間勤務職員について特例…条例第 26 条の 2 関係

同条の規定は、育児短時間勤務の承認を受けた職員が、月額で支給される特殊勤務手当の額の特例を規定しているものである。

今回の改正により、同条で定めている特殊勤務手当については、全て日額支給となることに伴い、当該規定を削除するものである。

#### 18 その他

条ずれに伴う規定整備

感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正による同法の条ずれに伴い、所要の規定整備を行う。

・改正箇所 … 防疫等作業手当（第 10 条第 1 項第 2 号） 「第八条」→「第十四条」

#### 19 施行日

平成 22 年 4 月 1 日

○職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年大阪府条例第四十一号）新旧対照表

改正案	現行
<p>（特殊勤務手当の種類）            第二条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 危険現場作業手当</li> <li>二 火薬類等取扱手当</li> <li>三 犯則取締等手当</li> <li>四 種牛等取扱手当</li> <li>五 災害応急作業等手当</li> <li>六 有害物取扱手当</li> <li>七 放射線取扱手当</li> <li>八 防疫等作業手当</li> <li>九 家畜防疫業務手当</li> <li>十 <b>死体取扱手当</b></li> <li>十一 税務手当</li> <li>十二 精神保健福祉等業務手当</li> <li>十三 社会福祉等業務手当</li> <li>十四 用地交渉等手当</li> <li>十五 夜間特殊業務等手当</li> <li>十六 職業訓練手当</li> <li>十七 外国勤務手当</li> <li>十八 教員特殊業務手当</li> <li>十九 夜間教育等勤務手当</li> </ol> <p>（削除）            （削除）            （削除）</p>	<p>（特殊勤務手当の種類）            第二条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 危険現場作業手当</li> <li>二 火薬類等取扱手当</li> <li>三 犯則取締等手当</li> <li>四 種牛等取扱手当</li> <li>五 災害応急作業等手当</li> <li>六 有害物取扱手当</li> <li>七 放射線取扱手当</li> <li>八 防疫等作業手当</li> <li>九 家畜防疫業務手当</li> <li>十 <b>特殊現場作業手当</b></li> <li>十一 税務手当</li> <li>十二 精神保健福祉等業務手当</li> <li>十三 社会福祉等業務手当</li> <li>十四 用地交渉等手当</li> <li>十五 夜間特殊業務等手当</li> <li>十六 職業訓練手当</li> <li>十七 外国勤務手当</li> <li>十八 教員特殊業務手当</li> <li>十九 夜間教育等勤務手当</li> <li>二十 <b>教育業務連絡指導手当</b></li> <li>二十一 <b>舎監手当</b></li> </ol>



(危険現場作業手当)

第三条 危険現場作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

(危険現場作業手当)

第三条 (同上)

一 大阪府立消防学校に勤務する職員が、消防組  
織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第五  
十一条第一項に規定する消防職員及び消防団員  
の教育訓練(特に危険なものとして人事委員会  
規則で定めるものに限る。)の業務に従事したと  
き。

(新設)

二 大阪府環境農林水産総合研究所に勤務する職  
員が、潜水器具を着用し、潜水して行う業務に従  
事したとき。

一 (同上)

三 大阪府港湾局その他の人事委員会規則で定め  
る機関に勤務する職員が、堤防その他の施設に  
おける足場が不安定であり、かつ、海、河川等  
への転落の危険が特に著しい箇所(人事委員会  
規則で定める箇所に限る。)において、調査、測  
量、検査、施設の維持修繕又は工事の監督等の  
業務に従事したとき。

(新設)

四 土木事務所その他の人事委員会規則で定める  
機関に勤務する職員が、地上又は水面上十メー  
トル以上の足場が不安定であり、かつ、墜落の危険  
が特に著しい箇所で行う調査、測量、検査、工事  
の監督等の業務に従事したとき。

二 (同上)

五 土木事務所その他の人事委員会規則で定める  
機関に勤務する職員が、次に掲げる箇所その他人  
事委員会規則で定める箇所における土砂の崩落又  
は落石の危険が著しい箇所において、調査、測量、  
検査、指導又は工事の監督等の業務に従事したと  
き。

(新設)

イ 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)  
第二十五条の規定により保安林として指定さ  
れている森林及び同法第四十一条の規定によ  
り保安施設地区として指定されている土地  
ロ 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二  
条の規定により指定されている土地  
ハ 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三  
十号)第三条第一項の規定により地すべり防  
止区域として指定されている地域  
ニ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する  
法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条  
第一項の規定により急傾斜地崩壊危険区域と  
して指定されている土地の区域

六 土木事務所その他の人事委員会規則で定める  
機関に勤務する職員が、交通を遮断することなく  
行う道路(一般交通の用に供されている車両の通  
行のための道路に限る。)の維持修繕等の業務に従  
事したとき。

三 (同上)

七 大阪府寝屋川水系改修工箇所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、掘削中のトンネル等の坑内（たて坑にあつては、深さが十メートル以上の箇所に限る。）において行う調査、測量、検査又は工事の監督等の業務に従事したとき。

2 危険現場作業手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に規定する業務 従事した日一日につき三百二十円

二 前項第二号に規定する業務 従事した時間一時間につき、次に掲げる潜水の深度の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 二十メートルまで 三百十円  
ロ 二十メートルを超えるとき 七百八十円

三 前項第三号及び第四号に規定する業務 従事した日一日につき二百二十円（前項第四号に掲げる業務で、当該業務が地上又は水面上二十メートル以上の箇所で行われた場合にあつては、三百二十円）

四 前項第五号に規定する業務 従事した日一日につき三百円

五 前項第六号に規定する業務 従事した日一日につき三百円。ただし、当該業務が正規の勤務時間（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年大阪府条例第四号。以下「勤務時間条例」という。）第六条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務の一部又は全部が深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。）において行われる業務であるときは、その勤務一回につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 深夜の全部が勤務時間（勤務時間条例第五条第一項に規定する休憩時間を含む。以下この号及び第十七条第二項において同じ。）である場合 千百円

ロ 深夜における勤務時間が二時間以上七時間未満である場合 七百三十円

ハ 深夜における勤務時間が二時間未満である場合 四百十円

六 前項第七号に規定する業務 従事した日一日につき五百六十円

四 （同上）

2 （同上）

（新設）

一 前項第一号に規定する業務 従事した時間一時間につき、次に掲げる潜水の深度の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 二十メートルまで 三百十円  
ロ 二十メートルを超えるとき 七百八十円

二 前項第二号に規定する業務 従事した日一日につき二百二十円（当該業務が地上又は水面上二十メートル以上の箇所で行われた場合にあつては、三百二十円）

（新設）

三 前項第三号に規定する業務 従事した日一日につき三百円。ただし、当該業務が正規の勤務時間（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年大阪府条例第四号。以下「勤務時間条例」という。）第六条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務の一部又は全部が深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。）において行われる業務であるときは、その勤務一回につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 深夜の全部が勤務時間（勤務時間条例第五条第一項に規定する休憩時間を含む。以下この号及び第十七条第二項において同じ。）である場合 千百円

ロ 深夜における勤務時間が二時間以上七時間未満である場合 七百三十円

ハ 深夜における勤務時間が二時間未満である場合 四百十円

四 前項第四号に規定する業務 従事した日一日につき五百六十円

改正案	現行
<p>(犯則取締等手当)            第五条 犯則取締等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>一 府税事務所、大阪府大阪自動車税事務所その他の人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づく犯則事件の調査の業務（人事委員会規則で定めるものに限る。）に従事したとき。</p> <p>二 人事委員会規則で定める機関に勤務する職員で、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第二項の規定により麻薬取締員を命ぜられたものが、同条第五項の規定に基づく業務で人事委員会規則で定める特に危険なものに従事したとき。</p> <p>(削除)</p>	<p>(犯則取締等手当)            第五条 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 (同上)</p> <p>三 保健所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、次に掲げる業務で人事委員会規則で定める特に危険又は不快なものに従事したとき。</p> <p>イ 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第十七条第二項の規定による立入り及び検査等</p> <p>ロ 薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第六十九条第一項の規定による立入り及び検査等</p> <p>ハ 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百四十号）第六条第一項（同法第九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による立入り及び検査</p> <p>ニ クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第十条第一項の規定による立入り及び検査</p> <p>ホ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十九条第一項の規定による立入り及び検査等</p> <p>ヘ 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十三条第二項の規定による立入り及び検査等</p>

改正案

三 人事委員会規則で定める機関に勤務する職員で、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十四条第一項の漁業監督吏員であるものが、同条第三項の規定による船舶における検査又は質問（これらのための船舶による追跡を含む。）の業務に従事したとき。

（削除）

2 犯則取締等手当の額は、業務に従事した日一日につき、五百五十円とする。

（削除）

（削除）

現行

四 （同上）

五

大阪府環境農林水産総合研究所の他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、次に掲げる業務に従事したとき。

イ 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二十六条第一項の規定による立入り及び検査

ロ 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百十八号）第二十二條第一項の規定による立入り及び検査

ハ ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第三十四條第一項の規定による立入り及び検査

ニ 大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成六年大阪府条例第六号）第百五条第一項の規定による立入り及び検査（同項第二号、第六号及び第十一号から第十三号までに掲げる者に係るものを除く。）又は同条第三項の規定による立入り、調査及び検査（同条例第四十条の二第二項に規定する特定排出等工事の場所以で行うものに限る。）

2 犯則取締等手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号、第二号及び第四号に規定する業務 五百五十円

二 前項第三号及び第五号に規定する業務 二百円

改正案	現行
<p>(災害応急作業手当)</p> <p>第七条 災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>一 気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第十四条の二第一項又は第二項に規定する警報がされている状況下(これに相当するものとして人事委員会規則で定める場合を含む。)において、土木事務所その他の人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、<b>第三条第一項第五号イからニまでに掲げる箇所又は次に掲げる箇所</b>において巡回監視、応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事したとき。</p> <p>イ 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三条に規定する漁港施設</p> <p>(削除)</p> <p>ロ 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十六条第一項(第二号を除く。)の規定により通行が禁止されている区間内の道路及びその周辺</p> <p>ハ 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>ニ 下水道法(昭和三十二年法律第七十九号)第二条第四号に規定する流域下水道</p> <p>ホ 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項に規定する港湾施設</p> <p>ヘ 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設(イ及びリに掲げる施設を除く。)</p> <p>ト イからヘまでに掲げるもののほか、これらに準ずる箇所として人事委員会規則で定める箇所</p>	<p>(災害応急作業手当)</p> <p>第七条 災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>一 気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第十四条の二第一項又は第二項に規定する警報がされている状況下(これに相当するものとして人事委員会規則で定める場合を含む。)において、土木事務所その他の人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、<b>次に掲げる箇所</b>において巡回監視、応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事したとき。</p> <p>イ (同上)</p> <p>ロ 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の規定により保安林として指定されている森林及び同法第四十一条の規定により保安施設地区として指定されている土地</p> <p>ハ (同上)</p> <p>ニ (同上)</p> <p>ホ 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により指定されている土地</p> <p>ヘ 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の規定により地すべり防止区域として指定されている地域</p> <p>ト 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により急傾斜地崩壊危険区域として指定されている土地の区域</p> <p>チ (同上)</p> <p>リ (同上)</p> <p>又 (同上)</p> <p>ル イから又までに掲げるもののほか、これらに準ずる箇所として人事委員会規則で定める箇所</p>

改正案	現行
<p>二 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定による勧告若しくは指示がされ、又は同法第六十三条第一項の規定により警戒区域が設定されたときに、職員が、当該勧告若しくは指示に係る地域又は警戒区域内において同法第五十条第一項に規定する災害応急対策の業務に従事したとき。</p> <p>三 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、同法第二十九条第一項の規定により石油コンビナート等現地防災本部が設置されたときに、人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、当該災害に係る箇所又はその周辺において災害状況の調査、巡回監視等の業務に引き続き二日以上従事したとき。</p> <p>2 災害応急作業等手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 前項第一号に規定する業務 次に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 巡回監視 四百八十円</p> <p>ロ イに掲げる業務以外の業務 七百三十円</p> <p>二 前項第二号に規定する業務 <b>千八十円</b></p> <p>三 前項第三号に規定する業務 八百四十円</p>	<p>二 (同上)</p> <p>三 (同上)</p> <p>2 災害応急作業等手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 前項第一号に規定する業務 次に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 巡回監視 四百八十円</p> <p>ロ イに掲げる業務以外の業務 七百三十円</p> <p>二 前項第二号に規定する業務 <b>九百十円</b></p> <p>三 前項第三号に規定する業務 八百四十円</p>

改正案	現行
<p>(有害物取扱手当)</p> <p>第八条 有害物取扱手当は、大阪府立公衆衛生研究所その他の人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十六条第一項各号、第十八条各号若しくは別表第三第一号に掲げる物又はこれに準ずる物（人事委員会規則で定める物に限る。）を使用して行う検査、試験又は研究の業務に一日につき二時間以上従事したときに支給する。</p> <p>2 有害物取扱手当の額は、業務に従事した日一日につき、二百五十円とする。</p>	<p>(有害物取扱手当)</p> <p>第八条 有害物取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>一 大阪府立公衆衛生研究所その他の人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十六条第一項各号、第十八条各号若しくは別表第三第一号に掲げる物又はこれに準ずる物（人事委員会規則で定める物に限る。）を使用して行う検査、試験又は研究の業務に一日につき二時間以上従事したとき。</p> <p>二 大阪府環境農林水産総合研究所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第一条の二第一項に規定する農薬の散布の業務で特に危険なものに従事したとき。</p> <p>三 大阪府立高等職業技術専門校に勤務する職員が、有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第一条第一項第二号に規定する有機溶剤含有物を用いて行う塗装の職業訓練又は粉じんの発生を伴う溶接の職業訓練の業務に従事したとき。</p> <p>2 (同上)</p>

改正案	現行
<p>(防疫等作業手当)  第十條 防疫等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第二条に規定する家畜伝染病(流行性脳炎、狂犬病、炭疽<sup>その</sup>、ブルセラ病及び鼻疽<sup>その</sup>に限る。)又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年政令第四百二十号)第十四条に規定する感染症(以下これを「家畜伝染病等」という。)に関し、次に掲げる職員が、それぞれ次に定める業務に従事したとき。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>三 保健所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員(イ及びロに掲げる業務にあつては、獣医師である職員に限る。)が、次に掲げる業務に従事したとき。</p> <p>イ 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第五条の予防注射又は同法第十三条の検診若しくは予防注射</p> <p>ロ 狂犬病予防法第六条第一項又は大阪府動物の愛護及び管理に関する条例(平成十三年大阪府条例第三号)第十条の規定による抑留のために行う犬の捕獲(麻酔銃を用いて行うものに限る。)</p> <p>ハ 狂犬病予防法第十八条の二第一項の規定による犬の薬殺又は大阪府動物の愛護及び管理に関する条例第十四条第一項の規定による野犬の掃討</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>2 防疫等作業手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 次号に掲げる業務以外の業務 従事した日一日につき二百九十円</p> <p>二 前項第三号ロ及びハに掲げる業務 従事した日一日につき四百五十円</p>	<p>(防疫等作業手当)  第十條 (同上)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第二条に規定する家畜伝染病(流行性脳炎、狂犬病、炭疽<sup>その</sup>、ブルセラ病及び鼻疽<sup>その</sup>に限る。)又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年政令第四百二十号)第八条に規定する感染症(以下これを「家畜伝染病等」という。)に関し、次に掲げる職員が、それぞれ次に定める業務に従事したとき。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>三 (同上)</p> <p>イ (同上)</p> <p>ロ (同上)</p> <p>ハ (同上)</p> <p>二 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)第三十五条第一項の規定による犬の引取り</p> <p>ホ 大阪府動物の愛護及び管理に関する条例第十九条第一項の規定による立入り及び調査(飼い犬に係るものに限る。)</p> <p>2 (同上)</p>



改正案

(家畜防疫業務手当)

第十一条 家畜防疫業務手当は、大阪府家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員が家畜伝染病予防法第二条に規定する家畜伝染病の防疫その他の家畜の保健衛生に関する業務に従事したときに支給する。

2 家畜防疫業務手当の額は、業務に従事した日一日につき、七百八十円とする。

現行

(家畜防疫業務手当)

第十一条 (同上)

2 家畜防疫業務手当の額は、一月につき、一万八千円とする。

(死体取扱手当)

第十二条 死体取扱手当は、人事委員会規則で定める機関に勤務する職員（医師である職員を除く。）が、死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）第八条第一項の規定による死体の検案又は解剖に関する業務に従事したときに支給する。

2 死体取扱手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 衛生検査技師 六百五十円

二 前号に掲げる職員以外の職員 二百五十円

(特殊現場作業手当)

第十二条 特殊現場作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 大阪府環境農林水産総合研究所に勤務する職員が、次に掲げる業務に従事したとき。

イ 家畜のふん尿の処理

ロ 高温（セ氏四十度以上であることをいう。）の温室内で一日につき二時間以上行う農作物の試験研究等

二 大阪府環境農林水産総合研究所に勤務する職員が、試験研究用の池の清掃（水の中に入って行うものに限る。）の業務に従事したとき。

三 土木事務所その他の人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、動物の死がい処理の業務に従事したとき。

四 大阪府立産業技術総合研究所に勤務する職員が、金属材料、機械部品等に係る破壊試験（防護用のさくの中で行われるものを除く。）の業務に従事したとき。

五 人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、タクシメーターに係る計量法第十六条第三項に規定する装置検査の業務で特に危険なものに従事したとき。

六 大阪府環境農林水産総合研究所の他の人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、足場が不安定であり、かつ、転倒の危険が特に著しい箇所において、機械（人事委員会規則で定めるものに限る。）を使用して行う除草の業務に従事したとき。

七 大阪府環境農林水産総合研究所に勤務する職員が、水上において、魚類等の養殖又は調査研究の業務に従事したとき。

八 大阪府港湾局その他の人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、堤防その他の施設における足場が不安定であり、かつ、海、河川等への転落の危険が特に著しい箇所（人事委員会規則で定める箇所に限る。）において、調査、測量、検査、施設の維持修繕又は工事の監督等の業務に従事したとき。

九 大阪府港湾局、大阪府西大阪治水事務所、大阪府寝屋川水系改修工営所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、船舶に乗って、海、河川等に浮遊し、又は沈没している物の収集の業務に従事したとき。

(危険現場作業手当へ統合) ↑

(危険現場作業手当へ統合 ↑)

(危険現場作業手当へ統合 ↑)

十 大阪府西大阪治水事務所、大阪府寝屋川水系改修工営所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、感電の危険が特に著しい場所（人事委員会規則で定める場所に限る。）における電気設備の点検又は操作の業務に従事したとき。

十一 人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項に規定する土地の発掘の業務に従事したとき。

十二 大阪府立消防学校に勤務する職員が、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第五十一条第一項に規定する消防職員及び消防団員の教育訓練（特に困難なものとして人事委員会規則で定めるものに限る。）の業務に従事したとき。

十三 人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第七号）第一条に規定する動物を取り扱う業務で特に危険なものに従事したとき。

十四 大阪府環境農林水産総合研究所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、人事委員会規則で定める特に危険な状況下における船舶に乗って行う業務に従事したとき。

十五 土木事務所その他の人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、第七条第一項第一号ロ、ホ、へ及びトに掲げる箇所その他人事委員会規則で定める箇所における土砂の崩落又は落石の危険が著しい箇所において、調査、測量、検査、指導又は工事の監督等の業務に従事したとき。

十六 大阪府寝屋川水系改修工営所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、下水道法第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道並びにこれらに準ずる施設（人事委員会規則で定めるものに限る。）（次号において「公共下水道等」という。）の工事中の坑内において行う調査、測量、検査又は工事の監督等の業務（第三条第一項第四号に規定する業務を除く。）に従事したとき。

(死体取扱手当へ ↑ )

- 十七 大阪府寝屋川水系改修工営所その他人事委員  
会規則で定める機関に勤務する職員が、公共  
下水道等(供用の開始後のものに限る。)の暗渠  
その他これに準ずるものとして人事委員会規則  
で定める施設内において、調査、測量、検査又  
は工事の監督等の業務に従事したとき。
- 十八 人事委員会規則で定める機関に勤務する職  
員(医師である職員を除く。)が、死体解剖保存  
法(昭和二十四年法律第二百四号)第八条第一  
項の規定による死体の検案又は解剖に関する業  
務に従事したとき。
- 2| 特殊現場作業手当の額は、次の各号に掲げる業  
務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第一号から第三号までに規定する業務  
に従事した日一日につき百五十円
- 二 前項第四号から第十一号までに規定する業務  
に従事した日一日につき二百円
- 三 前項第十二号から第十七号までに規定する業  
務に従事した日一日につき三百円
- 四 前項第十八号に規定する業務 次に掲げる職  
員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 衛生検査技師 一月につき一万三千円
- ロ イに掲げる職員以外の職員 一月につき五  
千円

(税務手当)

第十三条 税務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 府税事務所、大阪府大阪自動車税事務所その他の人事委員会規則で定める機関に勤務する職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）が、府税の賦課徴収に係る業務（次号に規定する業務を除く。）に従事したとき。

- 二 前号に規定する機関に勤務する職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）が、府税の徴収に係る業務に従事したとき。

2 税務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第一号に規定する業務 業務に従事した日一日につき八百三十円（出張を命ぜられ、納税者その他関係人について行う業務で人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあっては、その額に五百五十円を加算した額）
- 二 前項第二号に規定する業務 業務に従事した日一日につき千三十円（出張を命ぜられ、納税者その他関係人について行う業務で人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあっては、その額に五百五十円を加算した額）

(税務手当)

第十三条 (同上)

2 (同上)

- 一 前項第一号に規定する業務 業務に従事した日一日につき九百円（出張を命ぜられ、納税者その他関係人について行う業務で人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあっては、その額に五百五十円を加算した額）
- 二 前項第二号に規定する業務 業務に従事した日一日につき千百三十円（出張を命ぜられ、納税者その他関係人について行う業務で人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあっては、その額に五百五十円を加算した額）

改正案

(社会福祉等業務手当)  
第十五条 社会福祉等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 大阪府子ども家庭センターに勤務する職員のうち、次に掲げる職員が、それぞれ次に定める業務に従事したとき。
  - イ 社会福祉主事 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十八条第三項の職務に係る業務
  - ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十二条の三第二項第四号に規定する児童福祉司 同法第十一条第二号ロからホまでに掲げる業務
  - ハ 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第八条第一項の規定により母子自立支援員を委嘱された職員 同法第九条各号に掲げる業務
  - ニ 医師 児童福祉法第十一条第二号ハに掲げる業務
  - 二 人事委員会規則で定める機関に勤務する職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）が、児童福祉法第十一条第一項第二号ロからニまでに掲げる業務に準ずるものとして人事委員会規則で定める業務に従事したとき。

(削除)

2 社会福祉等業務手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第一号（ニを除く。）及び第二号に規定する業務 六百元（児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第八条第二項の児童の安全の確認を行うための措置その他の同法第二条に規定する児童虐待への対応に関する業務（人事委員会規則で定めるものに限る。）に従事した場合にあっては、その額に五百五十円を加算した額）
- 二 前項第一号ニに規定する業務 二百三十円

(削除)

現行

(社会福祉等業務手当)  
第十五条 (同上)

- 一 (同上)

- 二 (同上)

三 大阪府中央子ども家庭センターに勤務する職員で、看護師又は准看護師である職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）が、児童の福祉に係る業務（人事委員会規則で定めるものに限る。）に従事したとき。

2 社会福祉等業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第一号（ニを除く。）及び第二号に規定する業務 一月につき一万二千八百円
- 二 前項第一号ニに規定する業務 一月につき四千五百円
- 三 前項第三号に規定する業務 従事した日一日につき二百九十円

改正案

(夜間特殊業務等手当)  
第十七条 夜間特殊業務等手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 人事委員会規則で定める機関に勤務する職員  
(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百二十三号)第三十条第一項の規定により食品衛生監視員を命ぜられた職員に限る。)が、中央卸売市場において、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる同法第二十八条第一項の規定による臨検、検査若しくは食品等の収去又は同法第三十条第二項の監視若しくは指導の業務に従事したとき。
- 二 人事委員会規則で定める機関に勤務する職員  
(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第三十九条第一項の知事が指定する者である職員に限る。)が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる同法第十五条第六項に規定する食鳥検査の業務に従事したとき。
- 三 職員(人事委員会規則で定める職員に限る。)が、あらかじめ勤務時間条例第九条第二項に規定する休日(人事委員会規則で定める日を除く。)に勤務することを命ぜられ、その命令に係る業務に従事したとき。

2 夜間特殊業務等手当の額は、その勤務一回につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第一号及び第二号に規定する業務 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 深夜の全部が勤務時間である場合 千五百円
- ロ 深夜における勤務時間が二時間以上七時間未満である場合 七百三十円
- ハ 深夜における勤務時間が二時間未満である場合 四百十円

(削除)

- 二 前項第三号に規定する業務 千五百円

現行

(夜間特殊業務等手当)  
第十七条 (同上)

2 (同上)

- 一 前項第一号に規定する業務 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額(当該業務が特に危険かつ困難な状況下において行われた場合にあつては、その額に二百円を加算した額)
- イ 深夜の全部が勤務時間である場合 千五百円
- ロ 深夜における勤務時間が二時間以上七時間未満である場合 七百三十円
- ハ 深夜における勤務時間が二時間未満である場合 四百十円

二 前項第二号に規定する業務 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 深夜における勤務時間が二時間以上である場合 九百三十円
- ロ 深夜における勤務時間が二時間未満である場合 六百十円

- 三 前項第三号に規定する業務 千五百円

(教員特殊業務手当)

第二十条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校(以下これを「義務教育諸学校」という。)に勤務する教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手若しくは寄宿舎指導員で、給与条例第三条第一項第四号イに規定する高等学校等教育職給料表若しくは同号ロに規定する小学校・中学校教育職給料表の職務の級が一級、二級若しくは特二級であるもの又は大阪府立工業高等学校に勤務する教授、准教授、講師、助教若しくは助手で、同号ハに規定する高等専門学校教育職給料表の職務の級が一級、二級、三級若しくは四級であるもの(給与条例第十一条第一項の規定により管理職手当を支給される者を除く。)が、次に掲げる業務(大阪府立工業高等学校に勤務する者にあつては、第四号に掲げる業務に限る。)に従事した場合において、当該業務が次項の表の上欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める場合に該当するときに支給する。

- 一 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務で次に掲げるもの
  - イ 非常災害時における児童(幼児を含む。以下この項において同じ。)若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
  - ロ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

ハ 児童又は生徒に対する緊急の補導の業務

- 二 修学旅行、林間学校、臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において、児童又は生徒を引率して行う指導の業務で泊を伴うもの

三 人事委員会規則で定める対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導の業務で泊を伴うもの

- 四 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)又は補習若しくは講習(正規の教育課程に基づかない学習指導で、学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)における児童、生徒又は学生に対する指導の業務で、勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日(以下「週休日」という。)若しくは勤務時間条例第七条第二項に規定する知事が指定する日、勤務時間条例第九条第二項に規定する休日若しくは勤務時間条例第十条第一項に規定する代休日(以下これらを「指定日等」という。)又は指定日等に当たる日以外の正規の勤務時間が四時間である日(以下「四時間勤務日」という。)に行うもの

(教員特殊業務等手当)  
第二十条 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)



改正案

五 入学試験に係る受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、指定日等又は四時間勤務日に行うもの  
 2 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の表の上欄に掲げる業務ごとに同表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

業務	区分	手当の額
前項第二号及び第三号に掲げる業務	その日において、従事した時間が八時間以上であるとき。	三、七〇〇円
前項第四号に掲げる業務	一 週休日又は指定日等において、従事した時間が引き続き六時間以上であるとき。 二 週休日又は指定日等において、従事した時間が引き続き四時間以上六時間未満であるとき。 三 四時間勤務日において、正規の勤務時間以外に従事した時間が引き続き四時間以上であるとき。	三、七〇〇円 二、八〇〇円
(略)	(略)	(略)

現行

五 (同上)  
 2 (同上)

業務	区分	手当の額
前項第二号及び第三号に掲げる業務	その日において、従事した時間が八時間以上であるとき。	三、四〇〇円
前項第四号に掲げる業務	一 週休日又は指定日等において、従事した時間が引き続き六時間以上であるとき。 二 週休日又は指定日等において、従事した時間が引き続き四時間以上六時間未満であるとき。 三 四時間勤務日において、正規の勤務時間以外に従事した時間が引き続き四時間以上であるとき。	三、四〇〇円 二、九〇〇円 二、四〇〇円
(略)	(略)	(略)

改正案

(夜間教育等勤務手当)

第二十一条 夜間教育等勤務手当は、次に掲げる場合  
に支給する。

- 一 夜間に二部授業を行う学級(以下「夜間学級」という。)を設置する中学校(以下「夜間中学校」という。)に勤務する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭又は講師が、本務として夜間学級で行う教育又は養護の業務に従事したとき。

- 二 夜間中学校に勤務する校長又は教頭(夜間学級に係る校務を本務とする者に限る。)が、夜間学級に係る校務の整理等の業務に従事したとき。

(削除)

(削除)

- 2 夜間教育等勤務手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第一号に規定する業務 千五百円
- 二 前項第二号に規定する業務 千二百円

(削除)

現行

(夜間教育等勤務手当)

第二十一条 (同上)

- 一 (同上)

- 二 (同上)

三 夜間中学校の職員で、夜間学級に勤務するものの(前二号に規定する者を除く。)が、本務として当該夜間学級に係る業務に従事したとき。

四 定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する職員(給与条例第十八条の規定により定時制通信教育手当を支給される職員を除く。)で、本務として夜間において授業を行うこれらの課程に係る校務の担当をするものが、当該担当に係る業務に従事したとき。

- 2 (同上)

- 一 (同上)
- 二 (同上)

三 前項第三号及び第四号に規定する業務

円 五百

(削除)

(教育業務連絡指導手当)  
 第二十二條 教育業務連絡指導手当は、義務教育諸学校に勤務する職員のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六百六十二号）第三十三条第一項の規定により定める教育委員会規則の規定により当該義務教育諸学校に置く主任等（特定の事項に係る校務を分担する職員で、当該事項について連絡調整及び指導、助言等に当たるものをいう。）で、その職務が困難であるとして人事委員会規則で定めるものが、その担当に係る業務に従事したときに支給する。  
 2 教育業務連絡指導手当の額は、業務に従事した日一日につき、二百円とする。

(削除)

(舎監手当)  
 第二十三條 舎監手当は、特別支援学校に勤務する舎監である教諭が寄宿舎の管理及び寄宿舎における児童又は生徒の教育の業務に従事したときに支給する。  
 2 舎監手当の額は、業務に従事した日一日につき、二百四十円とする。

第二十二條

(略)

第二十四條

(略)

(併給禁止)

第二十三條 次の表の上欄に掲げる職員のうち、給与条例第八条第一項の規定により給料の調整額が定められた職に在職する職員については、それぞれ同表の下欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

(併給禁止)

第二十五條 次の表の上欄に掲げる職員のうち、給与条例第八条第一項の規定により給料の調整額が定められた職に在職する職員については、それぞれ同表の下欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

職員の区分	手当の種類
人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	防疫等作業手当（第十条第一項第三号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。）
(略)	(略)

職員の区分	手当の種類
人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	防疫等作業手当（第十条第一項第三号イからホまでに掲げる業務に係るものに限る。）
(略)	(略)

2 危険現場作業手当（第三条第一項第四号に規定する業務に係るものに限る。）に係る業務に従事した日において、**火薬類等取扱手当**に係る業務にも従事した場合については、これらの特殊勤務手当のうちいずれかその額が高い特殊勤務手当のみを支給する。

（削除）

3 日額による特殊勤務手当（防疫等作業手当を除く。）が支給される場合において、一の特殊勤務手当について、この条例に規定する当該特殊勤務手当が支給される場合の二以上に該当する日があるときは、その日については、これらの場合のうち手当の額が最も高い場合（同額であるときは、業務に従事した時間が最も長い業務に係る場合）にのみ該当するものとして特殊勤務手当を支給する。

（手当額の特例）

**第二十四条 職業訓練手当**が支給される場合において、その手当に係る業務に従事した日の合計が一月について十三日未満であるときにおけるその月の当該手当の額は、この条例の規定により支給されるべき額に百分の六十（当該業務に従事した日の合計が七日未満である場合にあつては、百分の三十）を乗じて得た額とする。

2 次の表の上欄に掲げる特殊勤務手当に係る業務に従事した日において、それぞれ同表の下欄に掲げる特殊勤務手当に係る業務にも従事した場合については、これらの特殊勤務手当のうちいずれかその額が高い特殊勤務手当（同額であるときは、いずれか従事した時間が長い業務に係る特殊勤務手当）のみを支給する。

危険現場作業手当 （第三条第一項第二号に規定する業務に係るものに限る。）	火薬類等取扱手当
危険現場作業手当	特殊現場作業手当
犯則取締等手当	有害物取扱手当

3 （同上）

（手当額の特例）

**第二十六条 月額による特殊勤務手当（放射線取扱手当及び外国勤務手当を除く。）**が支給される場合において、その手当に係る業務に従事した日の合計が一月について十三日未満であるときにおけるその月の当該手当の額は、この条例の規定により支給されるべき額に百分の六十（当該業務に従事した日の合計が七日未満である場合にあつては、百分の三十）を乗じて得た額とする。

(削除)

(短時間勤務職員についての特例)  
 第二十六条の二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)についてこの条例を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一条第 二項	一万八千円	一万七千八百円に 勤務時間条第二 条第二項の規定に より当該手当を支 給される職員につ いて定められた勤 務時間を同条第一 項に規定する勤務 時間で除して得た 数(以下「勤務割合 」という。)を乗じて 得た額
第十二条第 二項第四号 イ	一万三千円	一万三千円に勤務 割合を乗じて得た 額
第十二条第 二項第四号 ロ	五千円	五千円に勤務割合 を乗じて得た額
第十五条第 二項第一号	一万二千八 百円	一万二千八百円に 勤務割合を乗じて 得た額
第十五条第 二項第二号	四千五百円	四千五百円に勤務 割合を乗じて得た 額

(業務従事日数等の計算方法)  
第二十五条 業務の従事日数は、暦日により計算する。  
2 一の月の分の危険現場作業手当(第三条第一項第二号に規定する業務に係るものに限る。)の額を算定する場合において、その月における同条第二項第二号イ及びロに定める額の区分ごとの合計時間に十分に満たない端数があるとき又は当該合計時間が十分に満たないときは、当該端数の時間又は当該合計時間を十分に切り上げる。

第二十六条・第二十七条

2 育児短時間勤務職員等に対する前条の規定の適用については、同条中「十三日未満」とあるのは「当該手当を支給される職員の要勤務日数(その月の現日数から勤務時間条例第三条第一項又は第三項及び第四条の規定により定められた週休日の日数を差し引いた日数をいう。以下同じ。)」等を考慮して人事委員会規則で定める日数未満」と、「七日未満」とあるのは「当該手当を支給される職員の要勤務日数等を考慮して人事委員会規則で定める日数未満」とする。

3 前二項の規定は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項の規定により採用された職員について準用する。この場合において、第一項の表第十一条第二項の項中「勤務時間条例第二条第二項」とあるのは、「勤務時間条例第二条第三項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項の規定により採用された職員について準用する。この場合において、第一項の表第十一条第二項の項中「勤務時間条例第二条第二項」とあるのは、「勤務時間条例第二条第四項」と読み替えるものとする。

(業務従事日数等の計算方法)  
第二十七条 (同上)  
2 一の月の分の危険現場作業手当(第三条第一項第一号に規定する業務に係るものに限る。)の額を算定する場合において、その月における同条第二項第一号イ及びロに定める額の区分ごとの合計時間に十分に満たない端数があるとき又は当該合計時間が十分に満たないときは、当該端数の時間又は当該合計時間を十分に切り上げる。

第二十八条・第二十九条